胎内市制限付一般競争入札(総合評価方式)公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和8年11月12日

胎内市長　井畑　明彦

1 工事概要

(1) 工事名　下館地区　第1次災害復旧(舗装復旧)工事
(2) 施工場所　胎内市　下館　地内
(3) 工種　舗装工事
(4) 工事内容　下館4800　施工延長 L=55.0m
舗装工 下層路盤(ARC-40)410㎡、上層路盤(M-40)410㎡、表層(密粒度As新20FH)410㎡
側溝工 U型溝 再利用L=88m、新設L=2m
安全施設工 ガードレール設置 L=64.0m
区画線工　1.0式
(5) 工事期間　契約締結の日から令和9年3月26日まで

2 予定価格　事後公表

3 総合評価方式　本案件は、価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価方式による。

4 最低制限価格　設定しない
※最低制限価格が設定されている場合、最低制限価格未満の金額の入札については失格とする。

5 調査基準価格　設定する
※調査基準価格が設定されている場合、評価値の最も高い者の入札価格が調査基準価格未満の場合は、落札候補者の決定を保留し、後日落札候補者を決定する。
なお、この場合契約条件として特則を付する場合がある。

6 入札保証金　免除する。

7 契約条件

(1) 契約保証金　契約金額の100分の10以上必要。ただし、胎内市財務規則(平成17年規則第48号)第114条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
なお、契約金額が500万円以上の場合は上記によらず契約金額の100分の10以上必要。
(2) 前払金　契約金額が500万円以上の場合はできる
(3) 中間前払金　契約金額が500万円以上の場合はできる
(4) 部分払　契約金額が500万円以上の場合はできる

8 入札参加資格

(1)	胎内市建設工事制限付一般競争入札に関する要綱(平成19年告示第61号)第4条の規定により、入札参加資格を有すると認められる者であること。
(2)	登録工種・格付 胎内市建設工事入札参加資格審査規程(平成17年告示第10号)第6条第1項の入札参加資格者名簿(令和7・8年度)に下記の工種(格付)で登録されているもの。
	舗装工事
(3)	地域要件
	公告日現在において、胎内市、新発田市又は村上市に主たる営業所又は従たる営業所(主たる営業所から当市との契約について、一切の権限を委任されている営業所。)を有する者であること。
(4)	入札に参加する営業所において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による下記の許可を受けている者であること。
	舗装工事業 5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上を下請契約して工事を施工する者は、特定建設業の許可が必要。
(5)	配置技術者の資格等
	建設業法に基づく主任技術者又は監理技術者を配置すること。(下請契約金額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上のときは、監理技術者を配置すること。) 請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上のときは、専任で配置すること。
(6)	配置技術者の実績要件
	要しない
(7)	実績要件等
	令和5年4月1日以降の国又は地方公共団体が発注したアスファルト舗装工事の元請施工実績
(8)	その他要件
	新発田地域振興局管内、村上地域振興局管内又は新潟市北区、東区、中央区若しくは江南区の営業所(保管場所が当該区域内にある場合を含む。)において、アスファルトフィニッシャーを所有又はリースしていること。(車検証等の写しを求める。(施工に際し重機が使用可能な状態であることを確認するため。))
(9)	単体の業者であること。
(10)	この入札に参加しようとする他の者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

9 総合評価の評価項目と評価方法

（1） 評価項目

（ア）	企業の技術力	①同種工事の実績	②工事成績	③優良工事表彰
（イ）	配置予定技術者の能力	①技術者の能力	②同種工事の実績	③優秀技術者表彰
（ウ）	地域貢献度	①災害時等における活動実績	②維持管理実績	③市内の従業員数
（エ）	地域精通度	①実働拠点	②地域調達	

（2） 総合評価方式の方法

（ア） 標準点と加算点の付与

欠格要件に該当のない入札参加者すべてに標準点(100点)を与え、更に上記(1)を評価して加算点を加える。配点は、(イ)別表総合評価方式評価項目(簡易(実績)型)のとおりとする。

（イ） 評価基準と加算点

別表 総合評価方式 評価項目 (簡易(実績)型)

【企業の技術力】

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
同種工事の実績	平成28年度から令和7年度の間における同種類似工事の元請での施工実績の有無(国又は地方公共団体が発注した工事実績に限る。)	1つの工事において、アスファルト舗装工400㎡以上の施工実績あり	1.00	／1.00
		1つの工事において、アスファルト舗装工200㎡以上の施工実績あり	0.50	
		実績なし	0.00	
工事成績	令和3年度から令和7年度の間における全工種工事成績評定点の平均点 (胎内市発注工事に限る。) ※平均点及び評定点は、それぞれ小数点以下第3位を四捨五入して算出します。	80点以上	7.00	／7.00
		70点以上80点未満 評定=7.0×(平均点-70)/10	7.00～0.00	
		65点以上70点未満又は実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
	当該公告日から起算して過去3か月の間における全工種工事成績評定点の最低点 (胎内市発注工事に限る。)	65点以上又は実績なし	0.00	／0.00
		65点未満	-1.00	
優良工事表彰	令和5年度から令和7年度の間における新潟県又は胎内市の優良工事表彰の有無	知事又は市長表彰あり	1.00	／1.00
		知事又は市長表彰なし	0.00	
加算点①				／9.00

【配置予定技術者の能力】

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格	1級建設機械施工技士、1級土木施工管理技士又は技術士 (建設部門(建設)又は総合技術監理部門(建設))	1.00	／1.00
		2級建設機械施工技士又は2級土木施工管理技士	0.50	
		その他	0.00	
主任技術者又は監理技術者としての同種工事の実績	平成28年度から令和7年度の間における同種類似工事の元請での施工実績の有無 (国または地方公共団体が発注した工事実績に限る。)	1つの工事において、アスファルト舗装工400㎡以上の施工実績あり	1.00	／1.00
		1つの工事において、アスファルト舗装工200㎡以上の施工実績あり	0.50	
		実績なし	0.00	
優秀技術者表彰	新潟県又は胎内市優秀技術者表彰等の有無	優秀技術者表彰又は優秀技術者証あり	1.00	／1.00
		実績なし	0.00	
加算点②				／3.00

【地域貢献度】

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
災害時等における活動実績	令和5年度から令和7年度の間における災害時の活動実績の有無又はボランティア活動実績の有無(いずれも胎内市内におけるものに限る。)	災害時の活動実績あり	1.00	
		ボランティア活動実績あり(胎内市が地域住民の生活に貢献するものであると認めたものに限る。)	0.50	
		実績なし	0.00	／1.00
維持管理実績	令和5年度から令和7年度の間における道路除雪(胎内市内の国道・県道・市道)又は維持管理(補修)実績の有無(胎内市内におけるものに限る。)	道路除雪及び維持修繕(補修)の両方の実績あり	2.00	
		道路除雪及び維持修繕(補修)のいずれかの実績あり	1.00	
		実績なし	0.00	／2.00
市内の従業員数	当該公告日における過去3か月以上継続して雇用している胎内市内に住所を有する従業員数(役員を除く。)の人数	5人以上	2.00	
		3～4人	1.50	
		1～2人	1.00	
		0人	0.00	／2.00
加算点③				／5.00

【地域精通度】

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
実働拠点	当該公告日から起算して、設置してから継続的に3年以上が経過している営業所の有無	胎内市内に主たる営業所あり	2.00	
		胎内市内に従たる営業所あり	1.00	
		上記以外	0.00	／2.00
地域調達	すべての下請負における地域業者活用の有無	すべての下請負が胎内市内の業者又は胎内市内に主たる営業所がある業者で下請負なし	1.00	
		下請負の一部が胎内市内業者	0.50	
		上記以外	0.00	／1.00
加算点④				／3.00

合計加算点		／20.00

(ウ)　総合評価の方法

価格及び別表による評価に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記(ア)及び(イ)により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札金額で除し定数(100万)を乗じた値をもって行う。

ただし、入札金額が調査基準価格を下回った場合にあっては、調査基準価格で評価値を算出する。

【参考】　評価値＝(標準点＋加算点)／入札金額×定数(100万)

※入札金額が調査基準価格を下回った場合にあっては、調査基準価格で評価値を算出

※評価値は、小数点以下第4位を四捨五入し算出します。

10 設計図書等の閲覧

次のとおり設計図書及び添付図面等の閲覧を行う。

(1)　閲覧期間　　令和8年11月12日(木)　から　令和8年12月4日(金)

(2)　方法　　入札情報サービス及び胎内市役所3階　設計図書閲覧所にて公開する。
(ただし、入札情報サービス運用時間外を除く。)

11 入札参加申請

入札参加希望者は、入札参加申請書類を次のとおり提出すること。

(1)　提出期間　　令和8年11月12日(木)　正午から　　令和8年11月25日(水)　午後 4時まで
(ただし、電子入札システムの休止時間を除く。)

(2)　提出書類
- 参加資格確認申請書
- 胎内市総合評価方式試行要領　様式第1号及び様式第2号
- 8(7)に掲げる工事実績を確認できる書類
- 8(8)に掲げる重機が、施工に際し使用可能な状態であることがわかる書類(車検証、自主検査記録表等の写し)

(3)　提出方法　　原則、電子入札システムにより提出すること。
ただし、添付資料の容量の合計が3MBを超える場合は、電子入札システムにより参加資格確認申請書及び添付資料省略届を提出するとともに添付資料を、紙入札による参加が認められた場合は参加資格確認申請書及び添付資料を、次の提出場所に持参又は書留郵便により提出すること。
提出場所　〒959-2693　新潟県胎内市新和町2番 10 号　胎内市役所　財政課契約検査係

(4)　参加資格の決定 令和8年11月27日(金)　午後 5時までに電子入札システムにより通知する。

(5)　書類の作成方法

(ア)　様式第1号「企業の技術力・地域性確認資料」

ア 同種工事の実績
9.(2)に掲げる同種工事の元請での施工実績を記載すること。
記載する同種工事の施工実績件数は、1件とする。
同種工事の施工実績は、胎内市外での実績を含む。
記載した工事に係る契約書の写し(発注者が胎内市の場合は不要とする。)及び**施工内容を確認できる書類**を添付すること。(**発注者が胎内市であっても必要。**)その際、該当部分をマーカー等で囲むなど確認しやすくしておくこと。

イ 優良工事表彰
令和5年度から令和7年度の間に新潟県又は胎内市の優良工事表彰を受賞していれば記載すること。
受賞を証明する書類の写しを添付すること。

ウ 災害時等における活動実績
災害時における活動実績及びボランティア活動実績は、胎内市内におけるものに限る。
活動実績の範囲は、以下のとおりとする。ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。
○ 緊急性を要し、指示書等で対応した活動(災害時の活動)
・ 災害復旧工事の応急工事等
・ 災害時の点検又はパトロール等
○ 胎内市が地域住民の生活に貢献するものであると認めたボランティア活動(ボランティア活動)
・ 原則、市の各課から証明書等が発行されているものに限る。
活動実績等を確認できる書類を添付すること。

エ 維持管理実績
道路除雪又は維持修繕(補修)実績とは、胎内市内における以下のものをいう。
○ 通常の道路除雪作業
○ 単価契約等による日常的な維持管理活動
・ 道路や河川等の修繕(補修)、除草等
・ 点検又は休日パトロール等
○ 指示書等による緊急的な維持管理活動
・ 道路や河川等の修繕(補修)等
実績を確認できる書類を添付すること。

オ 胎内市内の従業員数
当該公告日における過去3か月以上継続して雇用している胎内市内に住所を有する従業員(役員を除く。)の人数を記載すること。実態を確認できる資料の提出は求めないが、正確に記載すること。なお、実態について問い合わせすることがある。

カ 実働拠点
実働拠点における主たる営業所とは本店、従たる営業所とは本店以外の営業所とする。
主たる・従たる営業所については、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ、胎内市入札参加資格者名簿に登載されているものをいう。

キ 地域調達
地域調達については、入札参加業者で下請のない場合(主たる営業所が胎内市内にある者に限る。)及び下請を胎内市内業者に依頼する場合に評価の対象とする。

ク 工事成績
胎内市発注工事における令和3年度から令和7年度の間における全工種工事成績評定点の平均点により評定を行う。

(イ)　第2号様式「配置予定技術者の能力確認資料」

ア 技術者の能力
8.(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を記載すること。

イ 主任技術者又は監理技術者としての同種工事の実績
資格があることを判断できる同種工事の実績を記載すること。
記載する同種工事の技術者としての実績の件数は、配置予定技術者1名につき1件とすること。
同種工事の施工実績は、胎内市外での実績を含む。
記載した工事実績に係る確認資料を添付すること。

ウ 配置予定技術者の能力に係る評点
配置予定技術者を複数とした場合、配置予定技術者の能力に係る評点は、合計点で最も低い評価を受けた者をもって算定する。

(6)　優秀技術者表彰
優秀技術者表彰等については、優秀技術者表彰及び優秀技術者証を評価の対象とする。

12 設計図書等に対する質問及び回答

(1)　方法及びあて先　指定の様式(質問書)を使用しメールにて、財政課契約検査係あてに行うこと。
keiyaku@city.tainai.lg.jp
(2)　受付期限　　令和8年11月26日(木)　午後 5時
(3)　回答　　令和8年12月2日(水)　午後 5時までに入札情報サービス及び胎内市役所3階　設計図書閲覧所にて公表する。
(4)　その他　　メール送信後、到達の確認を電話にて行うこと。

13 入札及び開札の日時等

（1） 受付期間　令和8年12月3日(木)　午前 9時から　令和8年12月4日(金)　午後 4時まで
（ただし、電子入札システムの休止時間を除く。）

（2） 提出方法　電子入札システムにより提出すること。 ※工事費内訳書を添付すること。

（3） 開札日時　令和8年12月7日(月)　午前10時以降

（4） その他

（ア） 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（イ） 入札回数
2回を限度とする。(うち、再入札1回)
再入札の日程等は、電子入札システムにより確認すること。

（5） 落札者の決定

開札後、落札を保留し、入札金額が予定価格の制限の範囲内であり9(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。(事後審査型)

開札の結果、予定価格の範囲内で評価値の最も高い者の入札金額が調査基準価格を下回るときは、落札候補者の決定を保留し、後日調査を行う。当該入札者は調査に必要な指示に対して従わなければならない。

調査の結果、当該入札者を落札候補者としない場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最も評価値の高い者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。また、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、調査を行う。

上記で落札候補者となった者は、落札者決定の通知を受けた翌日（その日が市の休日に当たるときはその翌日以後において、当該市の休日に最も近い市の休日でない日）の正午までに、次に掲げる書類を市長に提出すること。(提出先は、胎内市財政課)

（ア） 入札参加資格審査書類の提出について(様式第3号)
（イ） 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
(入札公告日現在で有効な通知をうけ、入札日以降についても有効であること)
（ウ） 配置技術者の直接的な雇用関係を確認できる書類の写し
(監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書又は健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等)
※なお、専任の配置技術者を要する工事は、入札参加申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることが必要。
（エ） 営業所の専任技術者に関する書類(最新の建設業許可申請における「専任技術者一覧表(様式第1号別紙4)」の写し)
※専任の配置技術者を要する工事のみ
（オ） 契約保証に関する届出書(様式第1号)
（カ） その他別に指定する書類(指示した場合のみ)

※電子契約を希望する場合は、「電子契約利用同意書(様式第1号)」を財政課契約検査係(keiyaku@city.tainai.lg.jp)宛てにメールで送付すること。また、建設リサイクル法の対象工事に該当する場合は、所定の「建設リサイクル法による届出様式」も併せてメールで提出すること。

（6） 調査基準価格未満で入札した者との契約の特則

調査基準価格を下回る価格で入札をした者を落札者として決定した場合は、契約条件として次に掲げる特則を付する場合がある。

（ア） 契約保証金の増額
7.(1)契約保証金に定める率について、契約金額の100分の30以上とする。
（イ） 前払金の減額
胎内市財務規則別記1(第106条の2関係)建設工事請負基準約款第34条による前払金について、請負代金額の10分の2以内とする。

14 その他

（1） この公告に定めるもののほか入札の実施については、胎内市財務規則等の関連する法令、規則及び通知の定めるところによる。
（2） 入札において、重大な瑕疵があった場合には、胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成17年訓令第38号)に基づき、指名停止等の措置を講ずることがある。
（3） 入札参加資格を有しない場合、及び入札の条件に違反した場合は、当該入札は無効とする。
（4） 資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された資料等については返却しない。
（5） 対象案件の入札参加申請者数が少数で競争性が確保できないと判断される場合は、入札を中止することがある。
（6） 本件は電子入札案件のため、入札書の提出は原則として電子入札システムによる提出となるが、紙入札が認められた場合は、次の提出場所に持参又は書留郵便により提出すること。なお、郵便により提出した場合は、再入札に参加することはできない。
提出場所　〒959-2693　新潟県胎内市新和町2番 10 号　胎内市役所　財政課契約検査係
（7） 落札者には、地元建設産業支援のため、可能な限りにおいて、地元業者を下請に利用すること及び資材等の地元発注を希望する。

15 照会先

（1） 一般的事項　財政課　契約検査係　(電話:0254-43-6111・　内線　1341)
（2） 設計に関する事項　農林水産課　農林整備係　(電話:0254-43-6111・　内線　1243)